

株 主 各 位

証券コード 7687
(発送日) 2025年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月2日

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号

株 式 会 社 ミ ク リ ー ド

代表取締役社長 片 山 礼 子

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://corp.micreed.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「IRニュース一覧」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）



<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ミクリード」又は「コード」に当社証券コード「7687」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご欠席の場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（3ページ～4ページ）をご高覧のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 興

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午後3時（受付開始：午後2時）
2. 場 所 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号 新宿マイinzタワー13階

ビジョンセンター新宿マイinzタワー1301A

※昨年と会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第13期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月24日（火曜日）  
午後3時（受付開始：午後2時）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）  
午後5時到着分まで



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2・5・6・7号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

#### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

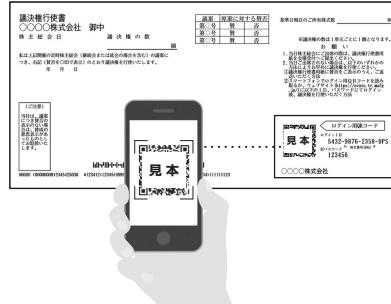
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

### 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

### 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

### 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を 入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パス  
ワード」を入力  
「ログイン」を  
クリック

### 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
**0120-173-027**  
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。

- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金4.10円  
なお、この場合の配当総額は27,033,740円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月25日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

その他、現行定款の趣旨をより明確化するための条文の削除、文言の修正、字句の調整及び各変更に伴う条数の変更等をあわせて行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                | 変 更 案                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                                                                 | 第1章 総則                                                                                                 |
| (略)                                                                                                    | (略)                                                                                                    |
| (機 関)<br>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査役</u><br>(3) <u>監査役会</u><br>(4) 会計監査人 | (機 関)<br>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br><br><u>(3) 会計監査人</u> <削除> |
| (略)                                                                                                    | (略)                                                                                                    |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>3名以上</u>7名以下とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>                                                                                                                                         | <p>第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、7名以下とする。</p> <p>2 当会社の監査等委員である取締役は、<u>3名以上</u>5名以下とする。</p>                                                                                                                                                                                    |
| <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>                                                                                                                    | <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当会社の取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>                                                                                                                                                     |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の報酬および退職慰労金等)</p> <p>第22条 取締役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>                                                | <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第22条 取締役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により定める。</p>                                                                                   |
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</p>                                          | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の<u>損害賠償責任</u>を法令の限度内において免除することができる。</p>                                                                                            |
| <p>(非業務執行取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 当会社は、取締役（業務取締役等であるものを除く。）との間で、その任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。</p>                              | <p>(非業務執行取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、その任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。</p>                                                                                         |
| (略)                                                                                                                                                             | (略)                                                                                                                                                                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第28条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>                                  | <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</p>                                                              |

| 現 行 定 款                                                                                              | 変 更 案                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役会の議事録)<br>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。 | (取締役会の議事録)<br>第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。 |
| (取締役会規程)<br>第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。                                       | (取締役会規程)<br>第32条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。                                 |
| <新 設>                                                                                                | <監査等委員会規程>                                                                                     |
| 第5章 監査役<br><br>(監査役の員数)<br>第31条 当会社の監査役は、3名以上5名以下とする。                                                | 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                                       |
| <削 除>                                                                                                | <削 除>                                                                                          |
| (監査役の選任)<br>第32条 当会社の監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。       | <削 除>                                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                  | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <b>(監査役の任期)</b><br>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> | <削 除> |
| <b>(監査役の報酬等)</b><br>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>                                                                                 | <削 除> |
| <b>(監査役の責任免除)</b><br>第35条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</u>                | <削 除> |
| <b>(監査役との責任限定契約)</b><br>第36条 <u>当会社は、監査役との間で、その任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。</u>                          | <削 除> |
| <u>第6章 監査役会</u>                                                                                                                          | <削 除> |
| <b>(常勤監査役)</b><br>第37条 <u>監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u>                                                                          | <削 除> |

| 現 行 定 款                                                                                          | 変 更 案                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>(監査役会の招集通知)</u>                                                                               |                                                                                                  |
| 第38条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>                     | <削 除>                                                                                            |
| 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u>                                                 | <削 除>                                                                                            |
| <u>(決議の方法)</u>                                                                                   |                                                                                                  |
| 第39条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>                                             | <削 除>                                                                                            |
| <u>(監査役会議事録)</u>                                                                                 |                                                                                                  |
| 第40条 <u>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。</u>                  | <削 除>                                                                                            |
| <u>(監査役会規程)</u>                                                                                  |                                                                                                  |
| 第41条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>                                        | <削 除>                                                                                            |
| 第7章 会計監査人                                                                                        | 第5章 会計監査人                                                                                        |
| <u>(会計監査人の選任および解任)</u>                                                                           | <u>(会計監査人の選任および解任)</u>                                                                           |
| 第42条 <u>会計監査人を選任し、または解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> | 第34条 <u>会計監査人を選任し、または解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>                                                        | <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>                                                            |
| <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>                                                                                                                                                      | <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>                                                                                                                                                        |
| <p>(会計監査人の責任免除等)</p> <p>第45条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会計監査人との間で、その任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。</p> | <p>(会計監査人の責任免除等)</p> <p>第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度内において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会計監査人との間で、その任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。</p> |
| <p>第8章 計算</p>                                                                                                                                                                                                       | <p>第6章 計算</p>                                                                                                                                                                                                           |
| <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。</p>                                                                                                                                                       | <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。</p>                                                                                                                                                           |
| <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>                                                                                                                     | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>                                                                                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (中間配当の基準日)<br>第48条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として金銭による剰余金の配当を行うことができる。                                     | (中間配当の基準日)<br>第40条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として金銭による剰余金の配当を行うことができる。                                                                             |
| (剰余金の配当の除斥期間)<br>第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。<br>2 配当金には利息を付けない。 | (剰余金の配当の除斥期間)<br>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。<br>2 配当金には利息を付けない。                                         |
| 第7章 附則<br><br>(法令の準拠)<br>第50条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。                                               | 附則<br><br><削 除><br><br>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br>第1条 当会社は、第13回定期株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |
| <新 設>                                                                                                      |                                                                                                                                                    |

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといいたします。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                      | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | かた やま れい こ<br>片 山 礼 子<br>(1965年3月17日) | 1988年4月 日興証券株式会社（現 SMB C日興証券株式会社）入社<br>1992年12月 株式会社ミスミ（現 株式会社ミスミグループ本社）入社<br>2003年9月 同社フード事業部長<br>2007年10月 株式会社カワヤス（現 株式会社カワヤスグループ）執行役員<br>2012年11月 当社代表取締役社長（現任）<br>2021年12月 バルミューダ株式会社社外取締役（現任） | 225,000株       |
| 2     | なが しま ただ のり<br>長 島 忠 則<br>(1977年4月6日) | 2000年4月 株式会社ミスミ（現 株式会社ミスミグループ本社）入社<br>2007年10月 株式会社カワヤス（現 株式会社カワヤスグループ）入社<br>2010年8月 アスクル株式会社入社<br>2017年3月 当社インフラ管理部長<br>2019年6月 当社取締役 事業部門担当（現任）                                                  | 15,000株        |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | にし たに こう じ<br>西 谷 浩 司<br>(1964年6月13日) | <p>1990年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社</p> <p>2002年10月 株式会社ミスミ（現 株式会社ミスミグループ本社）執行役員</p> <p>2003年6月 同社取締役</p> <p>2009年6月 株式会社本間ゴルフ取締役</p> <p>2010年4月 同社代表取締役</p> <p>2016年4月 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社エグゼクティブパートナー</p> <p>2017年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2018年12月 株式会社H&amp;Hホールディングス社外取締役（現任）</p> <p>2019年6月 湯快リゾート株式会社代表取締役社長</p> <p>2024年4月 GENSEN HOLDINGS株式会社代表取締役社長</p> | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西谷浩司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 西谷浩司氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏からは、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、当社が行っている通信販売事業についての知見に基づき、当社の経営に公正かつ中立的な立場から有用な意見・提言を多数いただきしております。今後も継続して有用な意見をいただきながら、適切に牽制機能も果たしていくことを期待したためであります。なお、西谷浩司氏は当社の新株予約権を9,000株分保有しておりますが、それ以外に当社との間に、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
4. 西谷浩司氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、西谷浩司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、西谷浩司氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償請求費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者本人が不正行為等を行った場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時ににおいても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、西谷浩司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                 | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | ※<br>あさ<br>浅井 成朗<br>(1956年2月21日) | 1980年4月 株式会社ジャックス入社<br>1989年12月 北関東リース株式会社入社<br>1995年4月 宇都宮アイフルホーム株式会社入社<br>2002年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所<br>2017年6月 当社常勤社外監査役<br>2020年6月 当社社外監査役<br>2021年6月 当社常勤社外監査役（現任） | 一株             |
| 2     | ※<br>ふじ<br>藤田 浩司<br>(1964年1月22日) | 1996年4月 第一東京弁護士会登録<br>光和総合法律事務所入所<br>2001年4月 同所パートナー弁護士（現任）<br>第一東京弁護士会常議員<br>同会法律相談委員<br>2013年4月 同会監事<br>2014年4月 同会常議員<br>2017年6月 当社社外監査役（現任）<br>2019年6月 東亜道路工業株式会社社外監査役（現任） | 一株             |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                              | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | ※<br>ひき ま かずみ<br>引間多美<br>(1979年12月11日)  | 2002年4月 株式会社ジェイティービー入社<br>2006年4月 司法書士登録<br>2006年4月 セブン合同事務所入所<br>2007年8月 相馬司法書士事務所入所<br>2010年3月 引間司法書士事務所開設（現任）<br>2011年6月 東京司法書士会新宿支部役員<br>2017年6月 当社社外監査役（現任）<br>2020年3月 株式会社トレードワークス社外取締役                                              | 一株             |
| 4     | ※<br>い づつ ひろ ゆき<br>井筒廣之<br>(1961年8月16日) | 1984年4月 住友金属鉱山株式会社入社<br>1991年12月 キンコーズ・ジャパン株式会社取締役<br>2006年6月 株式会社ミスマグループ本社取締役・CFO<br>2011年5月 ライトマネジメントジャパン株式会社代表取締役社長<br>2013年8月 マンパワーグループ株式会社代表取締役社長<br>2017年4月 株式会社高松コンストラクショングループ常務執行役員<br>2020年4月 株式会社トライイト取締役会長<br>2025年3月 同社取締役（現任） | 1,500株         |

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 浅井成朗氏、藤田浩司氏、引間多美氏及び井筒廣之氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 浅井成朗氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、同氏が公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しております、選任後はその知見を当社の監査に活かしていただくことを期待したためであります。
5. 藤田浩司氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、同氏が弁護士として豊富な経験及び幅広い見識を有しております、選任後はその専門的見地から当社の監査体制強化に貢献いただくことを期待したためであります。
6. 引間多美氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、同氏が司法書士として豊富な経験と専門知識を有しております、選任後はその知見を当社の監査に活かしていただくことを期待したためであります。
7. 井筒廣之氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております、選任後は当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない助言をいただくことを期待したためであります。
8. 浅井成朗氏、藤田浩司氏及び引間多美氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
9. 当社は、浅井成朗氏、藤田浩司氏及び引間多美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、井筒廣之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
10. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております、当社監査役を含む被保険者の損害賠償請求費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者本人が不正行為等を行った場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
11. 当社は、浅井成朗氏、藤田浩司氏及び引間多美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。また、井筒廣之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決した場合、独立役員として届け出る予定であります。

## **第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、2019年6月21日開催の第7回定時株主総会において年額500百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、年額500百万円以内（うち、社外取締役分は年額100百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告33ページに記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員であるものを除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、固定報酬及び賞与（賞与は社外取締役を除く。）が含まれるものとし、また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとのいたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員であるものを除く。）は3名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

## **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

## **第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、第5号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件」において、年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただく予定ですが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、役員報酬の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する報酬の総額は年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、本株主総会で第3号議案が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員であるものを除く。）は3名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

### 1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込みもしくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分をする方法
- ② 対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法

## 2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年65,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、上記1. (2)の方法による場合の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

## 3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」という。）。

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から3年間から5年間の間で当社の取締役会が定める期間、又は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下、「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

### (3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

#### 4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2024年6月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要是事業報告33ページに記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改訂することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額100百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年65,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は年1%未満と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

#### (ご参考)

当社は、本議案が承認可決されることを条件に、当社の執行役員及び従業員に対しても上記と同様の本制度を導入する予定であります。

以上

# 事業報告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、所得や雇用環境の改善等により緩やかな回復傾向が継続する一方で、個人消費の持ち直しには足踏みがみられました。また、原材料価格・エネルギー価格の高騰や急激な為替変動、トランプ米政権の高関税政策等による世界経済への影響が懸念されており、先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、賃上げやインバウンド需要の高まり等から客足は回復基調が継続している一方で、人手不足による人件費の上昇、電気・ガス・水道等各種エネルギー価格の値上げ、原材料の価格高騰に伴う商品価格への転嫁、消費者の節約志向の高まりなど、厳しい環境が続いております。

このような環境のもと、当社は業務用食材通販のパイオニアとしてお客様の厨房を支えるとともに、満足度を向上させるため、特別感がある商品やロス対策・人手不足対策商品の拡充、より使いやすいECサイトにするためのシステム投資など、お客様のニーズにお応えする活動を継続してまいりました。

これらの取り組みの結果、ご購入いただいたお客様の店舗数は、2025年3月には過去最高を更新するなど、当社事業のベースとなる顧客基盤の維持・拡大に成功しました。売上高の前年同月比増減率は下表のとおりとなり、全ての月で前年の売上高を上回ることができました。

| 売上高<br>前年同月比<br>増減率<br>(%) | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月 |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| +13.1                      | +12.1 | +11.4 | +15.5 | +16.4 | +15.5 | +17.9 | +13.1 | +15.6 | +15.2 | +10.6 | +12.6 |    |

以上の結果、当事業年度の売上高は6,776百万円(前事業年度比14.2%増)、営業利益は372百万円(前事業年度比15.5%増)、経常利益は373百万円(前事業年度比15.6%増)、当期純利益は258百万円(前事業年度比16.0%増)となりました。

なお、当社は業務用食材通販事業の単一セグメントであるためセグメント情報の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当社が当事業年度において実施した設備投資等の総額は171百万円であり、その主なものはテストキッチンの設置及びサービス拡充のための販売・購買システムとECサイトの改修に関わるものです。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は業務用食材通販事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区分                                        | 第10期<br>(2022年3月期) | 第11期<br>(2023年3月期) | 第12期<br>(2024年3月期) | 第13期<br>(当事業年度)<br>(2025年3月期) |
|-------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)                                  | 3,029              | 4,668              | 5,936              | 6,776                         |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△)<br>(百万円)               | △57                | 196                | 322                | 373                           |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△)<br>(百万円)             | △37                | 134                | 222                | 258                           |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期<br>純損失 (△)<br>(円) | △5.79              | 20.61              | 33.87              | 39.17                         |
| 総資産(百万円)                                  | 1,302              | 1,685              | 2,066              | 2,325                         |
| 純資産(百万円)                                  | 867                | 1,002              | 1,182              | 1,393                         |
| 1株当たり純資産 (円)                              | 132.92             | 153.50             | 179.36             | 211.37                        |

- (注) 1. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第10期（2022年3月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産を算出しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の主要顧客である個人経営の居酒屋などを含む外食業界は、コロナ禍が明けてからはインバウンド需要の高まり等から客足は回復基調が継続しているものの、二次会需要や大規模宴会需要はなかなか戻らず、人手不足に起因する売上機会のロスに加え、人件費や原材料の高騰などもあり、回復途上の飲食店の経営を圧迫している状況です。

このような環境のもと、当社は年中無休の365日受注・出荷や深夜2時まで電話にてご注文いただける体制の用意、24時間いつでも簡単に注文できるWEBシステムや簡単調理の食材の提供など、飲食店の利便性向上に資する商品・サービスを提供することで順調に顧客数及び売上高を伸ばしてまいりました。ただし、新型コロナウイルス感染拡大に伴う飲食店の休業・稼働急減を受け、2020年度・2021年度の当社業績は大きく落ち込みました。

当事業年度におきましては、所得や雇用環境の改善等により緩やかな回復傾向が継続する一方で、個人消費の持ち直しには足踏みがみられました。今後の見通しにつきましては、賃上げやインバウンド需要の高まり等から客足の回復基調が継続する一方で、人手不足による人件費の上昇、電気・ガス・水道等各種エネルギー価格の値上げ、原材料の価格高騰に伴う商品価格への転嫁、消費者の節約志向の高まりなど、厳しい環境が継続することが想定されます。今後、人手不足などに起因する飲食店の手間削減ニーズは高まり続けると予想しており、それに対応する当社ビジネスモデルの強みは効果的に発揮され続けると考えております。なお、当社の現預金残高は事業規模対比で潤沢にあることから、今後、新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックが発生したとしても、資金調達の必要性はなく、財務上の課題が発生することは想定しておりません。

このような環境の中、当社におきましては、お客様のニーズに可能な限り対応し、継続的に支持いただける基盤を作り上げるべく、以下の準備を進めてまいります。

##### ① 集客力の向上

当社は既に1万店舗を超える飲食店からご利用いただいておりますが、それでもまだ当社やその商品・サービスをご存じない飲食店も多数存在しております。それらの潜在顧客に対し、WEBサイトを強化し、WEBによる認知度向上を図るほか、提携先の代理店からの紹介なども活用しながら潜在顧客ヘリーチし、顧客数拡大を図ってまいります。

##### ② 商品・サービスの強化

当社のおいしくて、ロスなく、簡便調理が可能な商品や便利なサービスを強化するため、今後更に新商品・サービスの開発を進め、お客様の満足につながるよう努めてまいります。

(5) **主要な事業内容** (2025年3月31日現在)

当社は、「日常生活の笑顔あふれる食事シーンに貢献する」を経営理念として、個人経営の居酒屋をメインとした中小飲食店への業務用食材の通信販売を主な事業としております。

個人経営の居酒屋をはじめとした中小飲食店は、人手が不足する中で仕入・調理・接客・決済など多様な仕事に対応しなければならず、一つ一つの仕事の手間を削減したいというニーズが生じています。

しかし一方で、中小規模であるが故に食品卸売企業の営業担当者が訪問してくれることもなく、仕入に際しては自らスーパーへ買い出しに行かなければならなかつたり、セントラルキッチンがあるわけでもないため、下ごしらえから全て自分で調理するしかないなど、むしろ大手に比べて手間が掛かる状況が数多く生じております。

当社はこうしたニーズにお応えし、小規模経営や個人経営の飲食店のセントラルキッチンとしてお客様の事業発展に貢献すべく、お客様の手間を削減し、飲食店に関わる皆様を笑顔にする商品・サービスの提供を行っております。なお、当社は業務用食材通販事業の単一セグメントであります。

(6) **主要な営業所及び工場** (2025年3月31日現在)

|        |        |
|--------|--------|
| 本<br>社 | 東京都新宿区 |
|--------|--------|

(7) **使用人の状況** (2025年3月31日現在)

| 事 業 区 分           | 使 用 人 数  | 前事業年度末比増減 |
|-------------------|----------|-----------|
| 業 務 用 食 材 通 販 事 業 | 28 (2) 名 | 2名増 (2名増) |
| 合 計               | 28 (2) 名 | 2名増 (2名増) |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,594,000株
- (3) 株主数 1,612名
- (4) 大株主

| 株 主 名                | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|----------------------|-------------|---------|
| 株式会社SKYグループホールディングス  | 1,560,600 株 | 23.67%  |
| 国分グループ本社株式会社         | 1,193,400   | 18.10   |
| 株式会社トーエー             | 600,000     | 9.10    |
| 片山礼子                 | 225,000     | 3.41    |
| 西村裕二                 | 180,000     | 2.73    |
| 石井文範                 | 120,000     | 1.82    |
| 株式会社SBI証券            | 113,214     | 1.72    |
| GOVERNMENT OF NORWAY | 103,800     | 1.57    |
| 出□竜一                 | 100,000     | 1.52    |
| 松岡勉                  | 89,200      | 1.35    |

(注) 持株比率は、自己株式(405株)を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                              |                   | 第3回新株予約権                                                  |
|------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------|
| 発行決議日                        |                   | 2018年12月20日                                               |
| 新株予約権の数                      |                   | 40個                                                       |
| 新株予約権の目的となる数<br>株式の種類と<br>る数 |                   | 普通株式 24,000株<br>(新株予約権1個につき 600株)                         |
| 新株予約権の払込金額                   |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                       |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額   |                   | 新株予約権1個当たり 73,200円<br>(1株当たり 122円)                        |
| 権利行使期間                       |                   | 2020年12月21日から<br>2028年12月20日まで                            |
| 行使の条件                        |                   | (注) 1、2、3                                                 |
| 役保<br>有<br>員<br>状<br>の<br>況  | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一<br>個<br>一<br>株<br>一<br>名 |
|                              | 社外取締役             | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>15個<br>9,000株<br>1名        |
|                              | 監査役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一<br>個<br>一<br>株<br>一<br>名 |

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していかなければならない。ただし、取締役会が正当な理由であると認めた場合は、この限りではない。
2. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
3. 上記以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるものとする。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況                         |
|----------|------|--------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 片山礼子 |                                      |
| 取締役      | 長島忠則 | 事業部門担当                               |
| 取締役      | 松森美雪 | 商品開発部門担当                             |
| 取締役      | 西谷浩司 | 株式会社H&Hホールディングス社外取締役                 |
| 常勤監査役    | 浅井成朗 |                                      |
| 監査役      | 藤田浩司 | 光和総合法律事務所パートナー弁護士<br>東亜道路工業株式会社社外監査役 |
| 監査役      | 引間多美 | 引間司法書士事務所所長                          |

- (注) 1. 取締役西谷浩司氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役浅井成朗、藤田浩司及び引間多美の3氏は、社外監査役であります。  
3. 常勤監査役浅井成朗氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しております。  
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

**(3) 補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

**(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員、執行役員、部長及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の損害賠償請求費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者本人が不正行為等を行った場合には補填の対象としないこととしております。

**(5) 取締役及び監査役の報酬等**

**① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等**

当社は、2024年6月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

**a. 基本報酬に関する方針**

株主総会で決議された報酬総額の範囲において、各取締役の個別の役員報酬は「代表取締役に一任」して決定される。

**b. 報酬等の決定の委任に関する事項**

取締役会は、代表取締役社長片山礼子氏に対し各取締役の個別の役員報酬の決定を委任しております。委任した理由は、各取締役の担当職務、会社業績、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには、それらを最もよく把握している代表取締役社長が適していると判断したためであります。

**c. 上記のほか報酬等の決定に関する事項**

該当事項はありません。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |          |          | 対象となる役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|------------------|----------|----------|-------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                   |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 64<br>(6)       | 64<br>(6)        | —<br>(—) | —<br>(—) | 4<br>(1)          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12<br>(12)      | 12<br>(12)       | —<br>(—) | —<br>(—) | 3<br>(3)          |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 76<br>(18)      | 76<br>(18)       | —<br>(—) | —<br>(—) | 7<br>(4)          |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第7回定時株主総会において、年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第5回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

## ③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

## ④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役西谷浩司氏は、株式会社H & Hホールディングス社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役藤田浩司氏は、光和総合法律事務所パートナー弁護士及び東亞道路工業株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役引間多美氏は、引間司法書士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             |  | 出席状況及び発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                                                  |
|-------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 西 谷 浩 司 |  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、有用な意見・提言を多数行っております。また、当社が行っている通信販売事業についての知見に基づき、当社の経営に公正かつ中立的立場から監督、助言等を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 浅 井 成 朗 |  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                            |
| 監査役 藤 田 浩 司 |  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法令遵守等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                               |
| 監査役 引 間 多 美 |  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法定手続き等に関し、司法書士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                             |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 11百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 11百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため「コンプライアンス規程」を定める。
- (ロ) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス経営を基本方針とし、法令違反行為のは正と撲滅に努める。
- (ハ) 取締役及び使用人は、法令、規則、諸規程を遵守し、業務の遂行に関しては、コンプライアンスを最優先する。
- (二) 取締役及び使用人が直接報告・相談できる社内外の内部公益通報窓口を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、当社は「内部公益通報制度規則」において、内部公益通報窓口に報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- (ホ) 内部監査担当チームは、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告する。また、当該監査結果を監査役に提供することにより、監査役と連携を図る。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 「取締役会規程」「文書管理規程」「稟議規程」等の社内規則に基づき、社内情報の保管・管理を行う。
- (ロ) 「個人情報管理規程」「社内情報管理規程」等の社内規則に基づき、安全に情報が管理される体制を構築する。
- (ハ) 取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 全社のリスク管理に関する統括責任者として管理部門の担当取締役を任命し、各部門担当取締役とともにリスク管理体制の整備に努める。
- (ロ) 不測の事態が発生した場合には、速やかにコンプライアンス委員会を招集し、迅速かつ適切な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめるとともに、再発防止策を講じる。

- (ハ) 内部監査担当チームは、リスク管理体制の有効性について監査を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項及び報告事項を明確にするとともに、「職務権限規程」「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
- (ロ) 業務執行の監督機能を強化し、経営の客觀性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- (ハ) 「業務分掌規程」「稟議規程」等を定め、業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にする。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- (イ) コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長をコンプライアンス委員長とする。また、委員長の指名によりコンプライアンス担当役員を定め、コンプライアンス体制の確立・強化を推進する。
- (ロ) 取締役・使用人からの報告・相談を受け付ける内部公益通報窓口を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。
- (ハ) 反社会的勢力排除に向け、「反社会的勢力対応規程」等において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、管理部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (イ) 監査役会がその職務を補助する使用人を求めた場合、監査役会と協議のうえ、適任と認められる使用人を配置する。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 当該使用人への指揮・命令は監査役会が行うことにより、指示の実効性を確保するものとし、その人事異動・人事評価等は監査役会の同意を得る。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- (イ) 取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。
- ・当社に関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
  - ・コンプライアンス体制に関する事項及び社内公益通報窓口利用状況

- ・内部統制システムの整備状況
  - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ・法令・定款違反事項
  - ・内部監査担当チームによる監査結果
  - ・その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- ⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 監査役に報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 監査役会は、毎年、監査役の職務に関する予算を会社へ請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとする。
- (ロ) 当社は、明らかに職務に関係ないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じなければならない。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役が必要と認めた場合、当社の取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を設ける。また、監査役は、会計監査人等との定期的な会合を設け連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当社は、当社における業務の適正を確保するために「内部統制システムに関わる基本方針」を定めるとともに、当該基本方針を、社内外の環境変化等の必要性に応じて見直しております。
- ② 当社は取締役会を年14回開催しました。また、毎月3回の経営会議を開催しております。取締役会及び経営会議においては、当社における重要な意思決定を行うとともに、役職員の職務の執行状況の確認・監督指導等の役割機能を適切に果たしています。
- ③ 当社は全役職員へインサイダー取引防止研修を実施するなど、コンプライアンス遵守の周知徹底を図っております。
- ④ 当社は、規程遵守の実態確認と内部統制機能が有効に機能していることを確認するため、内部監査担当チームを設置し、内部監査担当者が内部監査を実施しております。内

部監査担当者は、監査役及び会計監査人とも連携し、監査の実効性を確保しております。

- ⑤ 監査役及び監査役会の体制整備や連携については、取締役及び部長との面談や、管理部門との連携において、充実が継続的に図られています。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

**貸 借 対 照 表**  
(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   | 科 目             | 金 額   |
|-----------------|-------|-----------------|-------|
| (資 産 の 部)       |       | (負 債 の 部)       |       |
| 流 動 資 産         | 1,975 | 流 動 負 債         | 858   |
| 現 金 及 び 預 金     | 918   | 買 未 払           | 620   |
| 売 売 挂 金         | 824   | 未 払 費 用         | 156   |
| 商 品 及 び 製 品     | 219   | 未 払 法 人 税       | 7     |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品 | 1     | 未 払 消 費         | 48    |
| 前 払 費 用         | 4     | 預 り 金           | 6     |
| 未 収 入 金         | 12    | そ の 他           | 14    |
| そ の 他           | 0     | 固 定 負 債         | 72    |
| 貸 倒 引 当 金       | △5    | 退 職 給 付 引 当 金   | 24    |
| 固 定 資 産         | 349   | 資 産 除 去 債 務     | 47    |
| 有 形 固 定 資 産     | 122   | 負 債 合 計         | 931   |
| 建 物             | 96    | (純 資 産 の 部)     |       |
| 機 械 及 び 装 置     | 2     | 株 主 資 本         | 1,393 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 22    | 資 本 本 金         | 93    |
| 無 形 固 定 資 産     | 134   | 資 本 剰 余 金       | 439   |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 121   | 資 本 準 備 金       | 439   |
| そ の 他           | 13    | 利 益 剰 余 金       | 860   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 92    | 利 益 準 備 金       | 2     |
| 破 産 更 生 債 権     | 0     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 857   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 16    | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 857   |
| そ の 他           | 76    | 自 己 株 式         | △0    |
| 貸 倒 引 当 金       | △0    | 純 資 産 合 計       | 1,393 |
| 資 産 合 計         | 2,325 | 負 債 純 資 産 合 計   | 2,325 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

**損 益 計 算 書**  
 (2024年4月1日から)  
 (2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科<br>目       | 金   | 額     |
|--------------|-----|-------|
| 売上高          |     | 6,776 |
| 売上原価         |     | 4,451 |
| 売上総利益        |     | 2,324 |
| 販売費及び一般管理費   |     | 1,952 |
| 営業利益         |     | 372   |
| 営業外収益        |     |       |
| 受取利息         | 0   |       |
| 償却債権取立て益     | 0   |       |
| 情報提供料        | 0   |       |
| その他          | 0   | 1     |
| 経常利益         |     | 373   |
| 特別損失         |     |       |
| 固定資産除却損      | 6   | 6     |
| 税引前当期純利益     |     | 366   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 102 |       |
| 法人税等調整額      | 5   | 108   |
| 当期純利益        |     | 258   |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

|               | 株 主 資 本 |           |               |           |           |               |         |             |       |
|---------------|---------|-----------|---------------|-----------|-----------|---------------|---------|-------------|-------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 |           |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |       |
|               |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | その他の利益剰余金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |             |       |
| 当 期 首 残 高     | 93      | 439       | 439           | 2         | 646       | 649           | △0      | 1,182       | 1,182 |
| 当 期 変 動 額     |         |           |               |           |           |               |         |             |       |
| 剩 余 金 の 配 当   | —       | —         | —             | —         | △47       | △47           | —       | △47         | △47   |
| 当 期 純 利 益     | —       | —         | —             | —         | 258       | 258           | —       | 258         | 258   |
| 当 期 変 動 額 合 計 | —       | —         | —             | —         | 211       | 211           | —       | 211         | 211   |
| 当 期 末 残 高     | 93      | 439       | 439           | 2         | 857       | 860           | △0      | 1,393       | 1,393 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

機械及び装置 3年～17年

工具、器具及び備品 3年～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に中小飲食店向けに業務用食材等の通信販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において顧客との契約に基づき約束した財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20—3項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。

当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

なお、改正された「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しておりますが、これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 16百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

### (2) 資産除去債務

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務（固定負債） 47百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は本社オフィス及びテストキッチンの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等について、個別に入手した原状回復費用の見積額や直近の退去時の原状回復費用実績に基づき原状回復費用を算定し、資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の履行時期を予測することや将来の最終的な除却費用を見積ることは困難であり、これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

#### **4. 貸借対照表に関する注記**

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務  
該当事項はありません。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 82百万円
- (3) 保証債務  
該当事項はありません。
- (4) 受取手形割引高  
該当事項はありません。
- (5) 関係会社に対する金銭債権、債務  
該当事項はありません。

#### **5. 損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高はありません。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 6,594,000株 |
|------|------------|

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

|      |      |
|------|------|
| 普通株式 | 405株 |
|------|------|

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議               | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日       |
|------------------|-------|-------|--------|----------|------------|-------------|
| 2024年6月25日定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 22百万円  | 10.10円   | 2024年3月31日 | 2024年6月26日  |
| 2024年10月31日取締役会  | 普通株式  | 利益剰余金 | 25百万円  | 3.80円    | 2024年9月30日 | 2024年12月27日 |

(注) 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。  
2024年6月25日定時株主総会決議による1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定             | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|------------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2025年6月24日定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 27百万円  | 4.10円    | 2025年3月31日 | 2025年6月25日 |

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 36,000株 |
|------|---------|

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性、流動性及び収益性を考慮した運用を行っております。当社は現状、運転資金及び投資資金については自己資金で全てまかなえており、基本的には外部調達は不要の状況にありますが、大型投資等の特別な資金需要が発生した場合は、必要に応じて外部調達をする備えをしております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金はそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に基づき、インフラ管理部が取引先ごとに期日及び残高を管理し、回収遅延が発生した場合には速やかに出荷停止措置を掛けるとともに、債権回収活動を行っております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表において金融商品として、現金及び預金・売掛金・買掛金・未払金等を計上しております。いずれも短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

## 8. 貸貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |       |
|-----------|-------|
| 繰延税金資産    |       |
| 未払事業税     | 5百万円  |
| 退職給付引当金   | 8百万円  |
| 資産除去債務    | 16百万円 |
| その他       | 0百万円  |
| 繰延税金資産合計  | 32百万円 |
| 繰延税金負債    |       |
| 除去費用資産    | 15百万円 |
| 繰延税金負債合計  | 15百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 16百万円 |

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類   | 会社等の名称            | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合      | 関連当事者との関係 | 取引内容         | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|------|-------------------|--------------------------|-----------|--------------|---------------|-----|---------------|
| 主要株主 | 国分グループ<br>本社 株式会社 | 被所有<br>直接 18.1%<br>間接 -% | 商品の仕入     | 商品の仕入<br>(注) | 1,994         | 買掛金 | 361           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 商品の購入については、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

### (2) 弟兄会社等

| 種類           | 会社等の名称   | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容         | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|--------------|----------|---------------------|-----------|--------------|---------------|-----|---------------|
| その他の関係会社の子会社 | 株式会社カクヤス | 被所有<br>直接 -%        | 商品の販売     | 商品の販売<br>(注) | 583           | 売掛金 | 56            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 商品の販売については、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉のうえで決定しております。

## 11. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は業務用食材通販事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

| 報告セグメント       |          |
|---------------|----------|
| 業務用食材通販事業     |          |
| 商品の販売         | 6,776百万円 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 6,776百万円 |
| その他の収益        | 一百万円     |
| 外部顧客への売上高     | 6,776百万円 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

**12. 1株当たり情報に関する注記**

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 211円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 39円17銭  |

**13. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**14. 連結配当規制適用会社に関する注記**

該当事項はありません。

**15. その他の注記**

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社ミクリード  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 秋田秀樹 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 櫻井純一 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミクリードの2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当チームその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株 式 会 社 ミ ク リ ー ド 監 査 役 会  
常勤監査役（社外監査役） 浅 井 成 朗 印  
社 外 監 査 役 藤 田 浩 司 印  
社 外 監 査 役 引 間 多 美 印

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区代々木二丁目1番1号 新宿マイinzタワー13階  
ビジョンセンター新宿マイinzタワー1301A  
TEL 070-1206-6388（会場直通）

※昨年と会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。



交通：JR新宿駅 南口 徒歩5分

新南口 徒歩3分

都営地下鉄・京王線 新宿駅 A1出口 徒歩0分

(大江戸線・都営新宿線・京王線のみ 駅直結)

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。